

【 検査 】

795 超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）（腎腫瘍等）の算定について

《令和8年3月31日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD215「2」ロ（1）超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）の算定は、原則として認められる。
 - (1) 腎腫瘍
 - (2) 膵内分泌腫瘍
 - (3) 肝内結石
 - (4) 肝硬変
 - (5) 肝障害
 - (6) 肝機能障害
 - (7) 急性腹症
 - (8) イレウス
 - (9) 虫垂炎
 - (10) 急性腎盂腎炎
- ② 次の傷病名に対するD215「2」ロ（1）超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 高血圧症
 - (2) 高脂血症
 - (3) 糖尿病疑い
 - (4) 胃炎
 - (5) 胃潰瘍（再診時）
 - (6) 胃腸炎（再診時）
 - (7) 嘔吐症（再診時）
 - (8) 胃ポリープ
 - (9) 腸炎（再診時）
 - (10) 十二指腸潰瘍（再診時）
 - (11) 過敏性腸症候群
 - (12) 内頸動脈狭窄症
 - (13) 乳腺炎
 - (14) 乳腺腫瘍
 - (15) 乳癌疑い
 - (16) 内痔核
 - (17) 便秘症
 - (18) 急性膀胱炎
 - (19) 造精機能障害（再診時）

○ 取扱いを作成した根拠等

超音波検査は、高周波音波（超音波）を対象臓器等に当て、反射した音波の強さや反射するまでの時間等様々な情報を元に映像化（画像化）する検査である。上記①の疾患は「胸腹部」の領域分類内に含まれる傷病であり、各々の臓器の形状、病態の把握や診断に有用である。

一方、上記②の疾患に対する超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）実施の臨床的有用性は低い。また、内頸動脈狭窄症や乳腺炎、乳腺腫瘍、乳癌疑いに対しては、超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）ではなく、超音波検査（断層撮影法）（その他）の算定が妥当と考えられる。

以上のことから、D215「2」ロ（1）超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）について、上記①の傷病名に対する算定は原則として認められるが、上記②の傷病名に対する算定は原則として認められないと判断した。

おって、超音波（胸腹部）を算定するに当たっては、厚生労働省通知[※]において以下のとおり検査を行った領域を記載（選択）するとされていることに留意すること。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

（8） 「2」の「ロ」の「(1)」の胸腹部を算定する場合は、検査を行った領域について診療報酬明細書の摘要欄に該当項目を記載すること。複数領域の検査を行った場合は、その全てを記載すること。また、カに該当する場合は、具体的な臓器又は領域を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア 消化器領域

イ 腎・泌尿器領域

ウ 女性生殖器領域

エ 血管領域（大動脈・大静脈等）

オ 腹腔内・胸腔内の貯留物等

カ その他